

## 老人デイサービス事業談話館運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人やまびこが開設する「老人デイサービス事業談話館」（以下「事業所」という。）が行う通所介護事業の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある利用者に対し、適正な介護事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所は、要介護状態にある利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 老人デイサービス事業談話館
- 2 所在地 茨城県石岡市部原字五本松 784-1

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（特養兼務）  
管理者は、事業所の従業員及び業務の管理を行う。
- 2 生活相談員 2名（介護職員兼務2名含む）  
生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申込みに係る調整、通所介護計画の作成等を行う。
- 3 看護職員 3名（介護職員兼務2名、機能訓練指導員兼務2名、非常勤1名含む）  
看護職員は、利用者の健康管理及び指定通所介護の提供にあたる。
- 4 介護職員 10名（生活相談員兼務2名、看護職員兼務2名、非常勤2名含む）  
介護職員は、指定通所介護の提供にあたる。
- 5 機能訓練指導員 6名（看護職員兼務2名、非常勤1名及び特養兼務3名を含む）  
機能訓練指導員は、利用者の機能訓練及び指定通所介護の提供にあたる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 日曜日及び年末年始（12/30～1/3）を除く日

2 営業時間 午前8時30分～午後5時30分  
送迎を除くサービス提供時間は午前10時～午後4時  
但し、家族送迎の場合は、通常の営業時間の限りではない。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日30名（介護予防通所介護事業を含む。）を限度とする。

(通所介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 通所介護の内容は次のとおりとし、通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

<通所介護の主な内容>

生活相談、機能訓練、介護サービス、入浴サービス、食事サービス、送迎、介護方法の指導、健康状態の確認など。

2 前項のほか、次の各号に掲げる利用料金の支払いを受ける。

- |                                     |                  |
|-------------------------------------|------------------|
| (1) 食料費                             | 昼食 700円 (おやつ代含む) |
| (2) おむつ代等                           | 紙おむつ 100円／枚      |
|                                     | リハビリパンツ 100円／枚   |
|                                     | 尿取りパット 50円／枚     |
| (3) クラブ活動費                          | 希望者のみ実費          |
| (4) 複写物の交付                          | 一枚10円            |
| (5) 通常の実施地域以外の送迎                    | 1kmあたり20円        |
| (6) 利用者の希望により時間延長をしたとき (介護報酬を超える場合) | 1時間あたり1,000円     |

- (7) 日常生活上必要となる諸経費 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対し、事前に文書で当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

(事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は石岡市、小美玉市、笠間市及び桜川市とする。

(サービス提供にあたっての留意事項)

第9条 利用者が通所介護の提供を受ける際には、次の説明を事前に行うこととする。

- 1 通所介護利用日、利用料金、持参品に関すること。
- 2 各部屋、設備を利用する際の注意事項に関すること。
- 3 利用者の緊急連絡先、主治医に関すること。

(緊急時等における対応方法)

第10条 通所介護を実施中に、利用者の病状に急変その他、緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医、家族及び市町村介護保険課、担当介護支援専門員に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者への報告を行う。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に関する具体的計画を策定し、防火管理者を配置して毎年度定期的に避難、救出訓練及びその他の必要な訓練を実施する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 施設は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止のための従事者に対する定期的な研修を実施（年2回以上）する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者（ディ主任）を置く。
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- (6) その他虐待防止のための必要な措置をとる。

2 施設は、サービス提供中に施設の職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 職員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設ける。

- (1) 採用時研修 採用時1か月以内
- (2) 繼続研修 年2回
- 2 通所介護計画の作成と、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。また、記録についてはサービスを提供した日から5年間保存する。
- 3 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずる。
- 4 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるように努める。
- 5 通所介護の職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 6 通所介護の利用者は、事業所が加入する「あいおい損害保険株式会社」の社会福祉施設賠償責任保険対象者となる。
- 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人やまびこと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成16年10月5日 から施行する。

この規程は、平成17年1月1日 から施行する。

この規程は、平成17年4月1日 から施行する。

この規程は、平成17年10月1日 から施行する。

この規程は、平成18年4月1日 から施行する。

この規程は、平成24年5月1日 から施行する。

この規程は、平成25年4月1日 から施行する。

この規程は、平成27年4月1日 から施行する。

この規程は、平成28年8月1日 から施行する。

この規程は、平成29年4月1日 から施行する。

この規程は、平成29年11月1日 から施行する。

この規程は、平成30年6月1日 から施行する。

この規程は、令和元年10月1日 から施行する。

この規程は、令和4年4月1日 から施行する。

この規程は、令和7年4月1日 から施行する。

この規程は、令和7年10月1日 から施行する。